

議案第61号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和5年6月15日 提出

松阪市長 竹上 真人

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年松阪市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第 36 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 1 号」を「同条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 1 号」を「同条第 1 号」に改める。

第 37 条第 1 項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 27 条」を「松阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年松阪市条例第 26 号）第 28 条」に、「小規模保育事業 B 型（同省令第 27 条）を「小規模保育事業 B 型（同条例第 31 条」に、「小規模保育事業 C 型（同省令第 27 条）を「小規模保育事業 C 型（同条例第 33 条」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に、「同省令」を「松阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改める。

第 39 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改める。

第 42 条第 6 項中「（平成 26 年松阪市条例第 26 号）」を削る。

第 44 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 48 条中「利用定員の定員を」を「利用定員を」に改める。

第 51 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 52 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

（松阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 松阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年松阪市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（松阪市立認定こども園条例の一部改正）

第 3 条 松阪市立認定こども園条例（令和元年松阪市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「第 19 条第 1 項」を「第 19 条」に改める。

附則第 3 項中「法第 19 条第 1 項」を「支援法第 19 条」に改める。

（松阪市子ども・子育て会議条例の一部改正）

第 4 条 松阪市子ども・子育て会議条例（平成 25 年松阪市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 77 条第 1 項」を「第 72 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。